

議案第 9 号

我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に制定する。

令和 8 年 9 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、引用している同法の条項にずれが生じたこと
から、関係条例の条文を整理するため提案するものです。

我孫子市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(我孫子市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合は、議会の同意を得なければならない。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合は、議会の同意を得なければならない。

(我孫子市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 我孫子市監査委員に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の賠償責任の監査等) 第8条 監査委員は、法第243条の2の9第3項及び第8項並びに地方公営企業法第34条の規定により、監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を市長に提出するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。	(職員の賠償責任の監査等) 第8条 監査委員は、法第243条の2の8第3項及び第8項並びに地方公営企業法第34条の規定により、監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を市長に提出するものとする。ただし、特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（我孫子市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第 3 条 我孫子市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。	（議会の同意を要する賠償責任の免除） 第 5 条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。